

いきいき すこやか  
誰もが主役になれるまち



# 自治基本条例 策定会議からの提言

平成23年12月26日(月)に新ひだか町自治基本条例(仮称)策定会議(及川泰明会長)から、「自治基本条例に関する提言書」が酒井町長に提出されました。  
この提言書は、平成21年5月から19回にわたる策定会議と10回にわたる検討部会、さらには、町内20会場で開催した町民説明会や電話・FAX等で町民の皆さんからいただいた意見も踏まえ、慎重に協議検討を重ねた結果であり、町はこの提言を受け、現在、最終的な条例案の作成に向けて協議を行っています。  
今後については、平成24年3月の定例議会に条例案を提出することを目標としています。



※提言書の内容は町公式ホームページでも公開しています ▶▶町公式ホームページ <http://shinhidaka.hokkai.jp/>

## 条例の題名 新ひだか町まちづくり自治基本条例

※条文中の   は町民の皆さんから寄せられた主な意見です

### 前文

わたしたちは、このまちに住み、このまちで働き、このまちで学ぶ全ての人々が、自らをまちづくりの主役として考え、行動し、心豊かに暮らすことのできるまちの実現をめざします。  
わたしたちのまち新ひだか町は、太平洋を望み壮大な日高山脈に抱かれ、その豊かで美しい自然と町民のたゆまぬ努力によって培われた英知によって今日まで日高地方の中心として着実な発展を遂げてきました。  
わたしたちには、先人が築き上げたこのまちの歴史や伝統、文化、産業を継承し、さらに輝きのある「ふる里新ひだか」を次の世代へと引き継いでいく義務があります。  
そのためには、自治の主役である町民、議会、行政がそれぞれ責任と役割を自覚し、互いを尊重し、協力し合いながらまちづくりを進めていかなければなりません。  
わたしたちは、ここに新ひだか町のまちづくりの基本的な制度と運営の原則を明らかにするため、まちづくりの最高規範として、新ひだか町まちづくり自治基本条例を制定します。

### 条文

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、新ひだか町民憲章の精神のもと、まちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、町民の権利や責務並びに議会及び行政の責務を明らかにすることにより、それぞれが自らの役割を果たしながら、町民を主役とした協働のまちづくりを進めることを目的とします。  
(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住んでいる人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業活動を営む人その他新ひだか町のまちづくりに関する全ての人をいいます。

(2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道企業管理者をいいます。

(3) 協働 自らの役割と責務を認識しながら、互いの立場を尊重し、協力して取り組むことをいいます。

の条例などにより公開することができないこととされている情報については、除きます。

##### (町民の責務)

第11条 町民は、自らが町の主役であることを認識し、様々な機会を通じて、積極的にまちづくりに参加し、又は参画するよう努めます。

2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。

3 町民は、公共の利益を念頭に置き、まちづくりに関する自らの発言と行動に責任を持ちます。

●責務は、責任と義務を伴うもので、町民にそれを課すのは荷が重く、無理が生じる

#### 第6章 議会

##### (議会の責務)

第12条 議会は、町民の意思決定機関であることを認識し、公平、公正かつ誠実に審議を行うとともに、行政運営が適切に行われるよう、これを監視し、又は評価します。

2 議会は、まちづくりの主役が町民であることを念頭に置き、議会活動の状況等を積極的に町民に知らせるとともに、町民からの意見、要望等の把握に努めます。

#### 第7章 行政

##### (町長の責務)

第14条 町長は、町の代表としての自覚を持ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 町長は、町の将来について明確な展望や方針を持ち、これを町民に明らかにするとともに、自らのリーダーシップを最大限に発揮して、まちづくりに取り組みます。

(4) コミュニティ 自治会、学区、サークル活動その他の地域社会における様々な単位の中で活動する人の集まりをいいます。  
(5) 参画 参加するだけでなく、参画する計画、実施、評価等の意思形成過程から主体的に関わり、行動することをいいます。

●町民の定義が曖昧であり、明確にしてほしい  
●町民に他町の者、子ども等を含めることに疑問  
●町民の定義で外国人の取り扱いを明確にすべき

##### (最高規範性)

第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、まちづくりの全てにおいてこの条例を尊重します。

●憲法や法律との関係が解りにくい

#### 第2章

##### まちづくりの基本原則

##### (基本原則)

第4条 まちづくりは、次の基本原則に基づいて進めます。

(1) まちづくりの主役は、町民であること。  
(2) 町民、議会及び行政の協働により進めること。  
(3) 町民一人ひとりの人権を尊重すること。  
(4) 創造性に溢れた特徴のある地域づくりを目指すこと。  
(5) 日高地方における中核的な役割を果たせるように努め、圏域全体の振興発展を目指すこと。

●日高管内の中核としてリーダーシップを発揮し、自らが、自らのリーダーを名乗るのは他の地域に失礼である

#### 第3章 コミュニティ

##### (コミュニティ)

第5条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 町民、議会及び行政は、様々なコミュニティを互いに支え、その活動を尊重します。

#### 第4章 情報の共有

##### (情報共有)

第6条 町民、議会及び行政は、互いに必要な意見交換や

情報提供を行い、共通認識のもとにまちづくりが進められるよう、情報共有に努めます。  
(情報提供)  
第7条 議会及び行政は、まちづくりに関する情報を積極的かつ解りやすく町民に提供します。

##### (情報公開)

第8条 議会及び行政は、まちづくりに関する透明性を確保するため、町民等からの求めに応じ、その保有する公文書の公開に努めます。

##### (個人情報保護)

第9条 議会及び行政は、情報提供及び情報公開にあたっては、個人の権利利益が侵害されることのないよう、個人に関する情報を適正に管理します。

#### 第5章 町民

##### (町民の権利)

第10条 町民は、まちづくりに参加し、又は参画することができます。

2 町民は、地域において自主的にコミュニティ活動や公益活動等を行うことができます。

3 町民は、まちづくりに関して必要な情報を知ることができます。ただし、法律や他

3 町長は、町民からの意見、要望等の把握に努めるとともに、これを適正に判断してまちづくりを進めます。

●職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加し、協働によるまちづくりの実践に努めます。

(就任時の宣誓)

15条 町長は、就任に当たり、この条例を遵守してまちづくりを進めることを誓います。

●条例に従うのは当然のことであり、改めて宣誓をする必要はない

(職員の責務)

16条 職員は、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民の目線に立つて

物事を考え、質の高い行政サービスの提供に努めます。

●職員は、地方公務員法で規定されているので必要はない

(町民投票)

17条 町長は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、直接、町民の意思を確認する必要があると判断したときは、条例で定めるところにより町民投票を行うことができます。

●実際に居住しない人も町民として認めることで、投票権(参政権)を与えることにならないか

(行政運営の基本方針)

18条 行政は、町民及び議

外に住む様々な人々とのつながりを大切にし、経済、教育、文化、スポーツその他あらゆる分野における活動や交流を通じて、その知恵や考えを学び、これをまちづくりに活かしていきます。

●消防や衛生との連携は必要ないか

第10章 条例の評価及び見直し

(条例の評価及び見直し)

30条 町長は、この条例に定められた事柄が、社会情勢や町民ニーズに適合しているかどうかを定期的に評価し、必要に応じてこの条例の見直しその他の措置を講じます。

2 町長は、この条例の評価に町民からの意見、要望等が反映されるよう、必要な措置を講じます。

●策定時は過半数、改廃時は3分の2というのをおかしい

この条例は、公布の日から施行する。

会との十分な情報共有と合意形成を図りながら、公正かつ円滑にまちづくりを進めます。

2 行政は、計画、実施、評価等のしくみを相互に連携させながら、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるとともに、常に改善の意識を持ち、必要な財政改革に取り組みます。

(総合計画等)

19条 行政は、総合計画をはじめとする各種計画に基づき、総合的かつ計画的に各種施策を進めるとともに、当該計画の作成にあたっては、町民からの意見等が反映されるよう、意見聴取等に努めます。

(財政運営)

20条 行政は、中期的又は長期的な財政見通しのもと、総合計画等及び行政評価を踏まえた予算編成を行うとともに、財政計画等を策定し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(行政評価)

21条 行政は、各種施策の推進にあたっては、社会情勢や町民ニーズの変化、費用対効果等の視点をもって、事前又は事後の行政評価を行い、その目的、成果等を点検しながら、効率的かつ効果的に進

●外部評価を導入すべき

(町民の参画)

22条 行政は、まちづくりの重要施策に係る計画、実施、評価にあたっては、町民が自発的にこれらに参画することができるよう、必要な仕組みづくりに努めます。

(説明責任)

23条 行政は、各種施策の実施にあたっては、その内容、効果、必要性、妥当性等を整理し、町民及び議会に対し、説明責任を果たすことができるよう進めます。

(行政手続)

24条 行政は、町民の権利及び利益の保護を図るため、処分、行政指導、届出等の行政手続に関する統一的な基準を定め、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(組織及び人事)

25条 行政は、社会情勢の変化や様々な地域課題に柔軟かつ迅速に対応することができるよう、効果的な組織体制を確立します。

異動等を計画的に行い、職員に様々な経験等をさせることにより、職務に必要な能力の向上に努めます。

(広報及び広聴)

26条 行政は、町広報やホームページ等を活用し、まちづくりに関する情報を積極的かつ解りやすく町民に伝えます。

(安全及び安心の対策)

27条 町民及び行政は、町民が安全で、安心して生活を送ることができるよう、日頃から地域における支障力(緊急時等において、町民同士が互いに助け合うことができる環境や知恵をいう。)及び受援力(ボランティア等の支援を受け入れる環境や知恵をいう。)の向上に努めます。

第8章 安全、安心

2 行政は、町民からの意見聴取や意見交換の機会を積極的に設け、町民からの意見、要望等の把握に努めます。



活動の経過等

新ひだか町自治基本条例(仮称)策定会議委員名簿

Table with 2 columns: 団体名等 (Organization Name) and 氏名 (Name). Lists various organizations and their representatives.

(※◎は会長、○は副会長)

策定会議

Table with 3 columns: 回数 (Number of Sessions), 開催日 (Date), 主な協議内容 (Main Discussion Content). Lists 19 sessions of the preparatory meeting.

原案検討部会

Table with 3 columns: 回数 (Number of Sessions), 開催日 (Date), 主な協議内容 (Main Discussion Content). Lists 10 sessions of the original draft review committee.